

# 簡易専用水道のてびき

水道法において、県営水道及び市営水道を利用しているマンション・事務所・学校・病院等で、有効容量が10立方メートルを超える受水槽を有する水道施設を簡易専用水道といい、設置者には、衛生的管理義務が課せられています。設置者は、このてびきを参考にして、適切な管理を行ってください。

## ● 法定義務

法定検査	管理状況検査を厚生労働大臣の登録を受けた機関に依頼し、毎年1回以上受けること。
管 理	1 水槽の定期清掃（毎年1回以上） 2 水槽等の点検と清潔保持 3 水に異常を認めたときの水質検査 4 汚染事故時の給水停止及び広報活動

## ● 設置の届出

簡易専用水道に該当する場合は、保健所へ速やかに届出を行ってください。

千葉市保健所

---

目	次
1 はじめに .....	1
2 簡易専用水道とは .....	2
3 設置者の義務	
(1) 法定検査 .....	3
(2) 維持管理 .....	4 ~ 9
ア 受水槽のチェックポイント .....	5
イ 地下式受水槽のチェックポイント .....	6
4 保健所への届出 .....	8
5 保健所の指導 .....	9
6 汚染事故等の緊急時の措置 .....	9
◇ 簡易専用水道関係法令 (抜粋) .....	1 1
◇ 水質基準表 (令和2年4月1日改正) .....	1 2

# 1 はじめに

3階建て以上のビル・マンションなどの多くは、水道本管から一度受水槽に水道水を貯留し、ポンプで高置水槽へ揚水した後、落差を利用して給水する受水槽式給水を行っています。

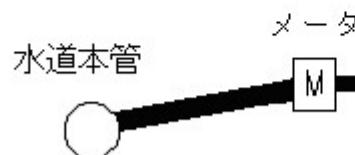
受水槽などは人目にふれにくいところに置かれているため、管理を怠りがちで、知らず知らずのうちに汚れていることがあります。

受水槽から蛇口までの管理責任は設置者にあるので、受水槽を含めた水道施設の日常的な点検と清潔保持が重要です。

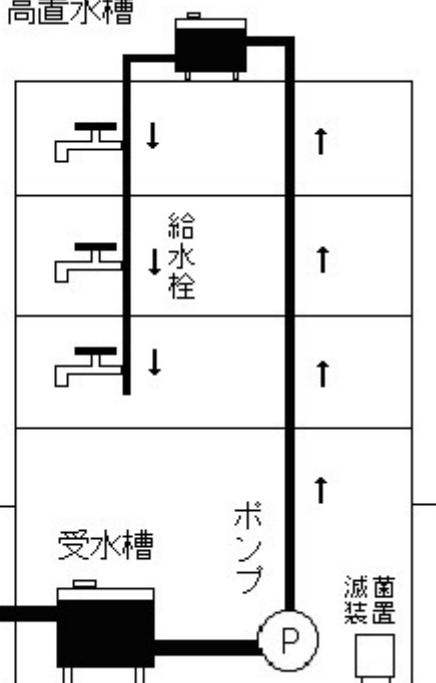
そこで、水道法では、受水槽の有効容量が10立方メートルを超える簡易専用水道について、年1回の法定検査の受検及び水槽の清掃が義務づけられています。法定検査とは水質検査のことではなく、厚生労働大臣の登録を受けた機関の職員が、水道施設の管理状況を検査するものです。

## 受水槽式給水（高置水槽式）

- ・地下又は1階の受水槽に水道水を受入れる。  
↓
- ・ポンプで高置水槽に揚水する。  
↓
- ・高置水槽と各給水栓との落差を利用して給水する。



## 高置水槽



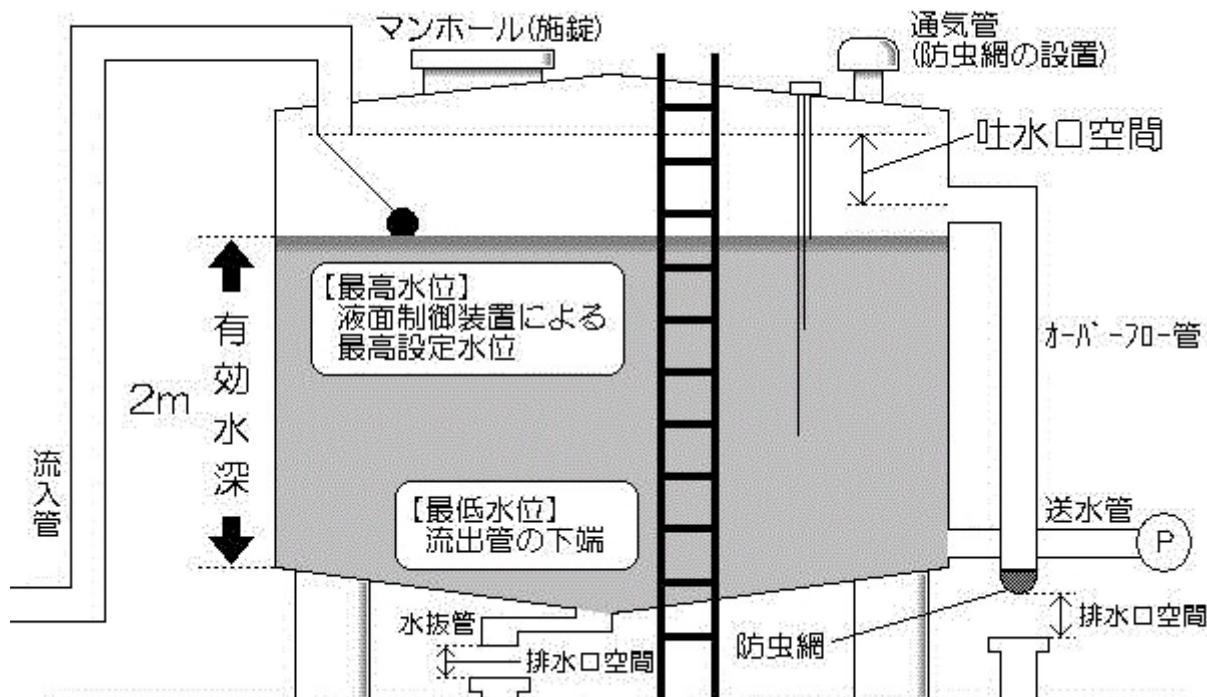
## 2 簡易専用水道とは

県営水道又は市営水道から供給される水を受水槽に貯留した後、いろいろな方法で圧力をかけて給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超える水道をいいます。（「受水槽の有効容量の合計」とは、給水管等で接続されている複数の受水槽の有効容量の合計をいう。）

ただし、次の場合は、簡易専用水道に該当しませんが、別途届出等が必要です。

- ◆ 水道局から供給される水と自家用井戸水等を混合し、1日最大給水量が20立方メートルを超える水道又は給水人数が50人以上である水道。  
(専用水道又は小規模専用水道に該当し、保健所への申請等が必要となります。)
- ◆ 受水槽有効容量の合計が10立方メートル以下で、給水人数が50人以上である水道。  
(小規模簡易専用水道に該当し、保健所への届出が必要になります。)

【断面図】



- ◆受水槽の有効容量とは、最高水位と最低水位との間に貯留される、適正に利用可能な水量をいう。

### **3 設置者の義務**

#### **(1) 法定検査（管理状況検査）**

- 每年1回以上定期に、検査機関へ依頼し、管理の状況について検査を受けること。

**（水道法第34条の2第2項、水道法施行規則第56条第1項）**

- ◆設置者には、毎年1回以上定期に、簡易専用水道の管理状況の適否について検査機関の検査を受ける義務が課せられています。
- ◆この検査制度の趣旨は、日常の管理に不備はないか、供給する水が衛生的で安全なものであるか等についての検査を受けることによって、水質汚染事故の予防と早期発見に努めることにあります。
- ◆厚生労働大臣の登録を受けた機関については、千葉市保健所環境衛生課および厚生労働省健康局水道課のホームページに掲載されています。

#### **《検査機関が実施する主な検査内容》**

##### **1 水槽等の外観検査**

受水槽・高置水槽の内外部の点検やその周囲の清潔状態の検査。

##### **2 給水栓における水質検査**

臭気・味・色・色度・濁度の検査及び残留塩素の測定。

##### **3 書類検査**

管理に必要な給水設備等の図面や水槽の清掃記録等の整理保存状況の検査。

- ◆検査の結果、特に衛生上問題があるとして検査機関から保健所に報告するよう助言を受けた場合は、速やかに、保健所環境衛生課（電話 043-238-9940）へ報告してください。

## (2) 維持管理

### 1 水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。（水道法施行規則第55条第1号）

- ◆水槽内に発生する水あかや水道管由来の鉄さび等を除去するため、定期的な清掃を行ってください。
- ◆貯水槽清掃は特殊な器具類が必要なうえ、衛生的で安全な方法によらなければならぬいため、専門的な知識・技術を有する者に委託することが賢明です。
- ◆専門的な知識・技術を有する者としては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律による都道府県知事登録業者がいます。

### 2 水槽及びその周囲を定期的に点検し、有害物・汚水等によって水が汚染されないようにすること。（水道法施行規則第55条第2号）

#### ◆点検内容等（5、6ページのチェックポイント参照）

- (1) 貯水槽内への、水道水以外の水の流入や、動物・昆虫等の侵入を防止するため、次の点検等を行ってください。
  - ・貯水槽の亀裂の有無等の確認。
  - ・マンホールの密閉、立ち上げ等の確認。
  - ・通気管の笠、防虫網の確認。
  - ・オーバーフロー管の防虫網の確認。
- (2) 貯水槽点検の実施を容易にするため、貯水槽周囲の整理整頓及び清潔の保持に努めてください。
- (3) 地震、凍結及び大雨等の事態が発生したときは、速やかに点検を行ってください。

#### ◆地下式受水槽の管理には、特に気をつけてください。

(注意一現在、地下式受水槽の新たな設置は、認められておりません。)

- ・地下式受水槽では、隔壁の亀裂及びマンホールのすきまなどから汚水が混入して、腸管出血性大腸菌等による集団食中毒及び塩素消毒でも死滅しない寄生虫の一種であるクリプトスパリジウムによる集団下痢症が発生した事例があります。

#### ◆点検で、異常を発見した時は、速やかに改善措置を講じてください。

## ア 受水槽等のチェックポイント

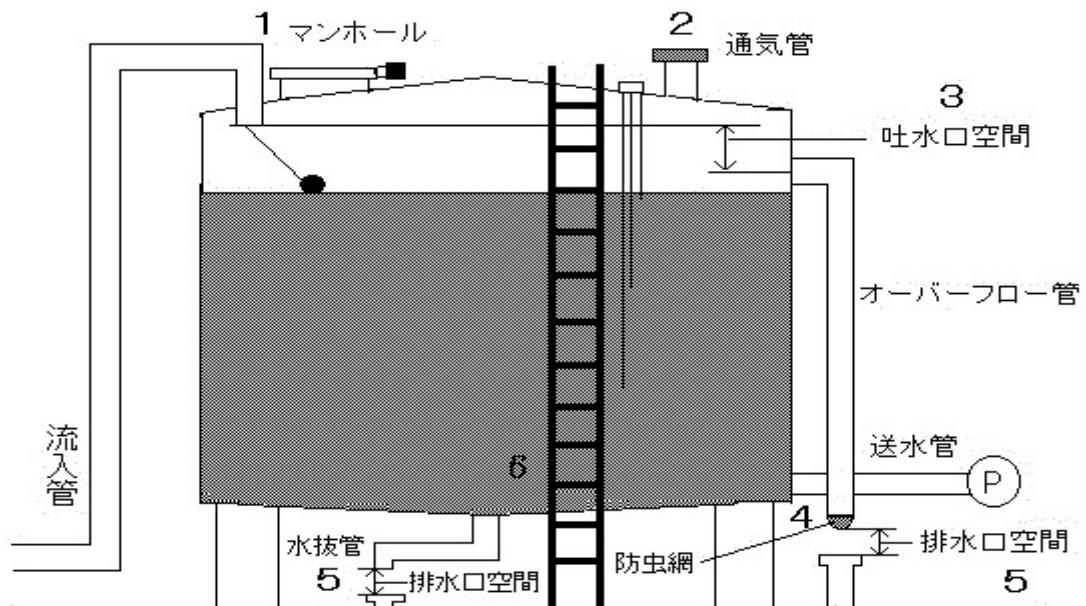
### 1 【マンホール】

- ・鍵はついていますか？
- ・フタが壊れたり、開け放しになつたりしていませんか？
- ・パッキンがあり、マンホールは密閉されていますか？



### 3 【吐水口空間】

- ・受水槽の水が流入管に逆流しない為に設けられた空間はありますか？



●吐水口空間の詳細については、『給水装置の構造及び材質の基準に関する省令』(平成九年三月十九日厚生省令第十四号) 第5条第1項二を参照してください。

### 2 【通気管】

虫やネズミが入らないように、



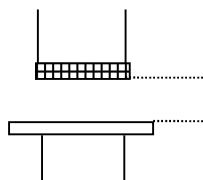
- ・通気管の笠はありますか？
- ・防虫網はついていますか？

### 4 【オーバーフロー管】

虫やネズミなどが入らないように、防虫網はついていますか？

### 5 【排水口空間】

- ・下水などを、オーバーフロー管を通じて貯水槽内に逆流させない為の、空間はありますか？



### 6 【点検用はしご】

- ・はしごがさびて、壊れていませんか？



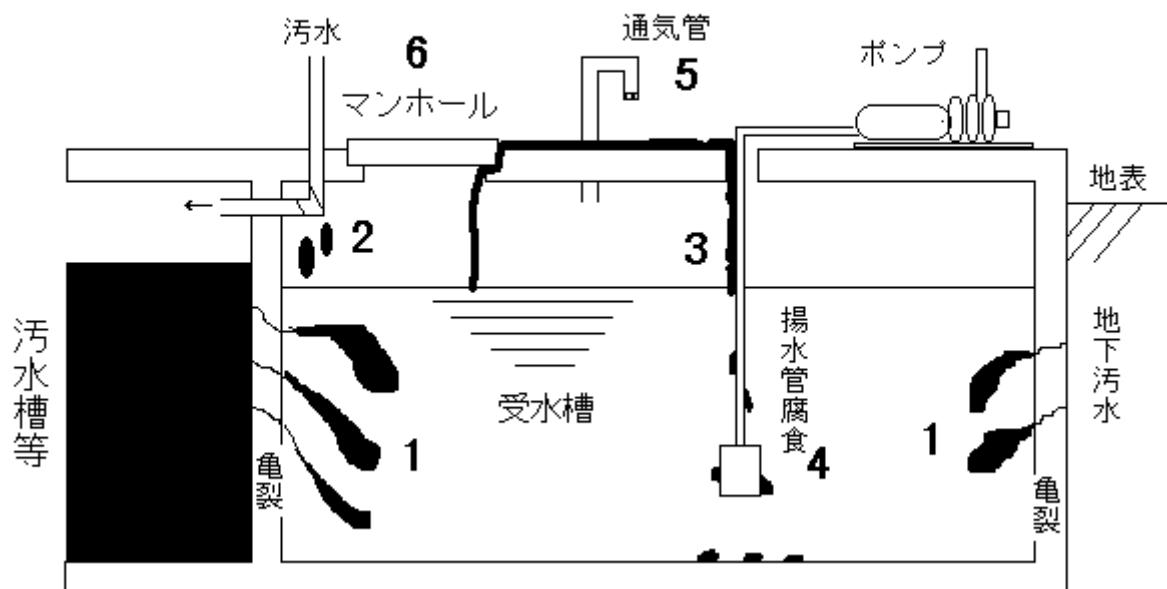
### 他 【水槽内】

- ・さび、水あかなどで水槽の中は汚れていませんか？
- ・ネズミなどの死骸はありませんか？



## イ 地下式受水槽のチェックポイント

\*現在この地下式受水槽の新設は認められません。



### 1 【受水槽内】

- ・受水槽の壁に亀裂がありませんか？
- ・水槽の中は汚れていませんか？
- ・さび・水あか・ネズミなどの死がいはありませんか？

### 2 【汚水管等】

- ・受水槽内に不要な配管はありませんか？
- ・汚水管等からの漏水はありませんか？

### 3 【揚水管基部】

- ・密閉されておらず、床排水等が流入していませんか？

### 4 【揚水管等】

- ・揚水管等が腐食していませんか？
- ・受水槽底部にさび等がありませんか？

### 5 【通気管】

- ・防虫網はついていますか？

### 6 【マンホール】

- ・鍵はついていますか？
- ・フタが壊れたり、開け放しになつたりしていませんか？
- ・立ち上げはありますか？
- ・密閉されておらず、床排水等が流入していませんか？
- ・さびていませんか？

**3 給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと。（水道法施行規則第55条第3号）**

- ◆水の色・濁り・臭い・味に異常を感じたときは、速やかに水質検査を実施し安全確認を行ってください。
- ◆原因を調査し異常を発見したときは、速やかに改善措置を講じてください。

**《外観検査の方法》**

- ◆透明のガラスコップ等に水を入れ、透かしてみて色や濁りがないか、臭いをかいいでみて塩素臭以外の異臭がないか、口に含んでみて異味がないか等を調べてください。

**4 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、ただちに給水を停止し、関係者へ飲用等が危険であることを周知すること。（水道法施行規則第55条第4号）**

- ◆水質検査の結果、毒物等の混入が判明したときや、水質検査をするまでもなく汚水等の混入が明らかで、そのまま飲用を続けると健康障害をきたすおそれがあることを知ったときは、即時に給水を停止してください。
- ◆水道利用者に、水を使用することが危険であることを周知してください。
- ◆保健所等へ連絡し、指示を受けてください。（P 9「6 汚染事故等の緊急時の措置」を参照）

**5 給水栓末端で遊離残留塩素を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上保持するよう必要に応じ再塩素消毒を行うこと。**

- ◆原水はすでに消毒されていますが、受水槽等に貯留される間に塩素剤が消費されて給水栓末端で規定の残留塩素が確保されない場合があり、万一病原性生物等が受水槽に混入したときには、感染症が発生するおそれがあるので注意してください。
- ◆水道法では残留塩素の測定は特に義務づけられていませんが、用途・構造等に応じ随時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置を講じてください。

## **6 管理については帳簿を備え、記録し保存すること。**

- ◆給水施設の構造図・系統図等を整備してください。
- ◆貯水槽の掃除、日常の定期点検、設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず記録し、保存してください。（特定建築物にあっては、5年間保存）

## **7 消防用設備と共にされている水槽の掃除・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡すること。**

- ◆槽内の水抜きにより消防用設備としての機能が低下するおそれがあり、不測の事態に對処するためにも、必ず地元の消防機関へ連絡をとっておいてください。

---

## **4 保健所への届出**

---

**次の場合は、保健所にある所定の届出用紙により、速やかに届出を行ってください。**

- ◆簡易専用水道に該当する場合
- ◆設置者及び主たる構造（受水槽・高置水槽等）に変更のあった場合
- ◆水槽の規模の縮小等により簡易専用水道に該当しなくなった場合

なお、届出用紙については、保健所環境衛生課のホームページからダウンロードできます。

## **5 保健所の指導**

---

### **届出の指導**

給水元である水道事業体から受水槽の設置状況の通報を受け、設置者に届出を指導します。

### **立入検査・改善指導**

厚生労働大臣の登録検査機関による管理状況検査の結果、衛生上問題がある旨の報告を設置者から受けた場合、必要に応じ立入検査を行い、指導します。

このほか、必要に応じて設置者等から管理についての報告を受け、担当職員が現場に立ち入り、帳簿・水質・施設を検査し、必要な改善を行うよう指導します。

### **措置の指示・給水停止命令**

管理が不適当で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう指示することがあります。

また、この措置の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の健康を害するおそれがある場合は、指示に係る事項を履行するまでの間、給水の停止を命令することができます。

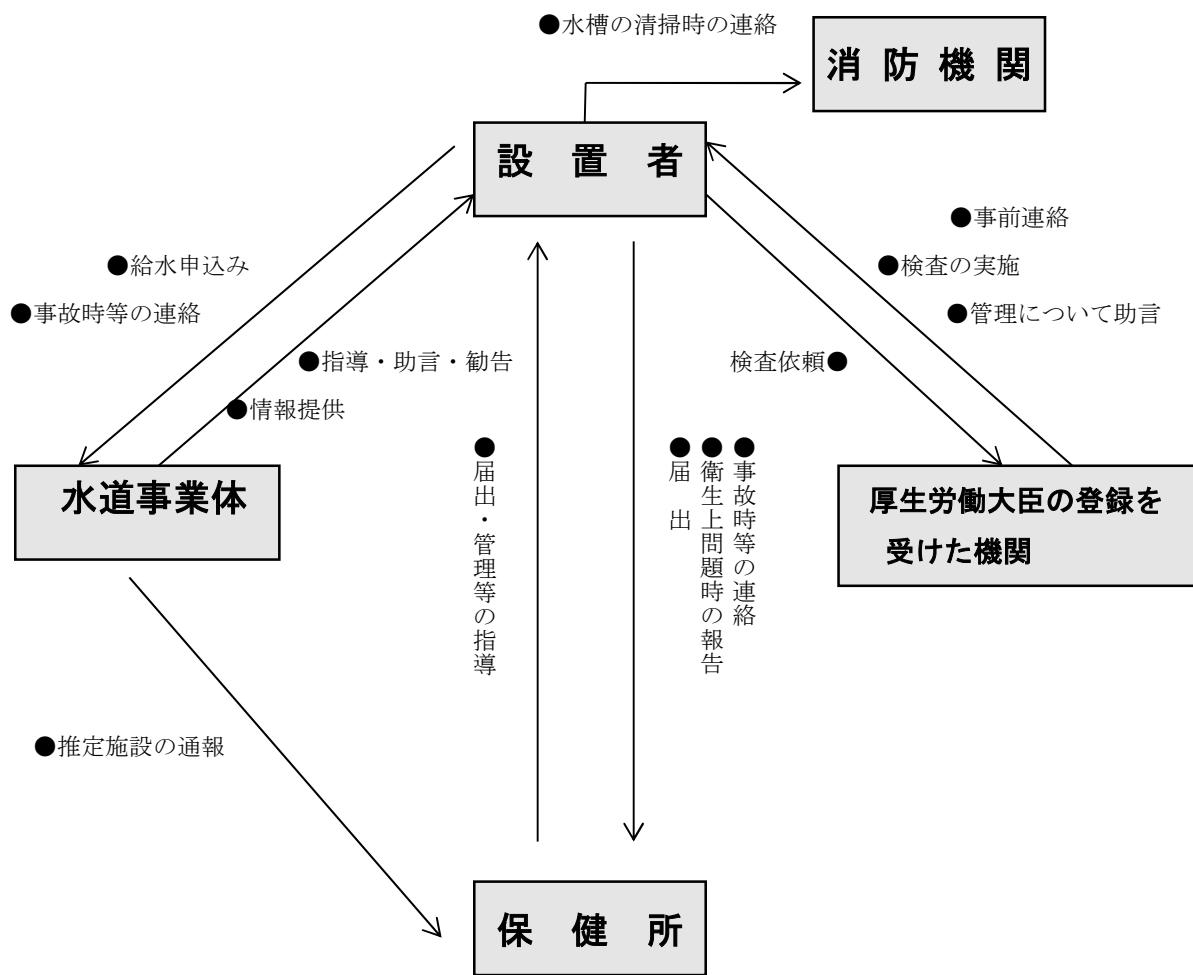
## **6 汚染事故等の緊急時の措置**

---

万一、事故が起きた場合は、速やかに次のような措置をとってください。

- ◆給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、保健所及び水道事業体へ連絡し指示に従うこと。
- ◆給水停止中は、水道直結の蛇口等を利用し飲料水を確保すること。  
直結栓がないときは、水道事業体へ相談し応急給水を依頼すること。
- ◆汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について、保健所の指導に従うこと。

## 簡易専用水道の取扱いの仕組み



## ◇ 簡易専用水道関係法令（抜粋）

### 水道法

#### 第3条第7項

この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

### 水道法施行令（政令）

#### 第2条

法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

千葉県営水道または千葉市営水道の水を受水し、有効容量が10立方メートルを超える受水槽のこと

### 水道法

#### 第34条の2

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

### 水道法施行規則（省令）

#### 第55条

法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

厚生労働大臣の登録を受けた者による受水槽の管理状況検査を受けること

（水質検査のことではありません）

#### 第56条第1項

法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。

## ◇水質基準表（令和2年4月1日改正）

No.	項目	基準値
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/1 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/1 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/1 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1 以下であること。
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	シアノの量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/1 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
14	四塩化炭素	0.002 mg/1 以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下であること。
20	ベンゼン	0.01 mg/1 以下であること。
21	塩素酸	0.6 mg/1 以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02 mg/1 以下であること。
23	クロロホルム	0.06 mg/1 以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1 以下であること。
26	臭素酸	0.01 mg/1 以下であること。
27	総トリハロメタン	0.1 mg/1 以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下であること。
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/1 以下であること。
30	プロモホルム	0.09 mg/1 以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1 以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/1 以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/1 以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/1 以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/1 以下であること。
38	塩化物イオン	200 mg/1 以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	300 mg/1 以下であること。
40	蒸発残留物	500 mg/1 以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1 以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001 mg/1 以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/1 以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/1 以下であること。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/1 以下であること。
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5 度以下であること。
51	濁度	2 度以下であること。

◎ご相談やお問い合わせは◎

千葉市保健所 環境衛生課 施設指導班

TEL : 043-238-9940

FAX : 043-238-9945

e-mail : [kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp](mailto:kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp)

環境衛生課ホームページ

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/kankyo/index.html>



令和5年8月 改訂